

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年 6月 16日施行

令和 7年 6月 16日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町要綱第30号

佐用町育児・子育て支援助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町育児・子育て支援助成事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7年 6月 16日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要綱第30号

佐用町育児・子育て支援助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町育児・子育て支援助成事業実施要綱（令和5年佐用町要綱第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「出生及び転入した児童」を「出生、転入その他の事由により第2項の規定に該当することとなった児童（以下「対象児童」という。）」に改め、同項の表中「児童」を「対象児童」に改め、「に出生及び転入」を削る。

第6条に次の1項を加える。

- 2 書面による申請書の提出に替えて、町長が指定する電子申請の方法により提出することができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。